

電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正理由

学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号。）の施行に伴い、電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号。）の一部を改正する。

2 改正内容

局名	改正内容	改正条文
総合通信基盤局	<p>学校教育法の一部を改正する法律により新たに専門職大学及び専門職短期大学が創設され、専門職大学の前期課程を修了した者には、文部科学大臣の定める学位（短期大学士相当）が授与されることとなった。これに対応するため、短期大学を卒業した者であることを要件としていた事項に、専門職大学の前期課程を修了した者であることを含めることとし、次のとおり電気通信主任技術者規則を改正する。</p> <p>第 3 条の 2 第 1 項第 2 号中及び別表第 6 号中「学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者」及び「学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学（土木工学を含む。）に関する学科を修めて卒業した者」中「短期大学」を「短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」に、「卒業した者」を「卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」に改正する。</p> <p>第 16 条第 1 項第 2 号中「卒業証明書」を「卒業証明書（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、修了証明書）」に改正する。</p>	第 3 条の 2、第 16 条、別表第 6 号

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日（学教法改正法の施行の日）